

官報

号外 平成十年五月二十八日

○第百四十二回 衆議院會議録 第四十三号

平成十年五月二十八日(木曜日)

議事日程 第三十一号

平成十年五月二十八日

午後一時開議

- 第一 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 高速自動車国道法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

- 日程第一 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 高速自動車国道法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第三 宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第四 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

平成十年五月二十八日 衆議院會議録第四十三号

議員請暇の件 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案 高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

午後一時四分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(伊藤宗一郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。
海部俊樹君から、六月一日から九日まで九日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

日程第一 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案を議題といたします。

委員長(伊藤宗一郎君) 報告を求めます。商工委員長齊藤斗志二君。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔齊藤斗志二君登壇〕

○齊藤斗志二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、ベンチャー企業に対する資金供給の円滑化を図るため、投資事業組合に関する新たな制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、本案に基づく投資事業組合は、ベンチャー企業に対する株式投資、経営指導等の事業を行うこととし、業務を執行する無限責任組合員と出資した金額の範囲で責任を負う有限責任組合員とで構成されるものとする、

第二に、組合の公示方法として新たな登記制度を創設するとともに、組合に対し財務諸表の作成等を義務づけ、情報開示の充実を図ることなどであります。

本案は、去る四月十日参議院から送付され、五月二十二日本委員会に付託され、同月二十二日堀内通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 高速自動車国道法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、高速自動車国道法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(伊藤宗一郎君) 報告を求めます。建設委員長遠藤乙彦君。

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤乙彦君登壇〕

○遠藤乙彦君 ただいま議題となりました高速自動車国道法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、高速自動車国道の通行者の利便の向上を図りつつ、高速自動車国道を活用する多様な事業の推進に資するため、商業施設その他の施設の通路等を高速自動車国道に連結することができることとする、高速自動車国道の連結路の周辺の土地の合理的利用及び通行者の利便の増進に資する施設について道路の占用の許可基準の特例を設け、あわせて、関連する日本道路公団の業

平成十年五月二十八日 衆議院会議録第四十三号 宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案 放送法の一部を改正する法律案

務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。
 本案は、参議院先議に係るものであり、衆議院においては、去る五月十九日日本委員会に付託され、翌二十日瓦建設大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日質疑に入り、同日質疑を終了、討論採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案には附帯決議が付されました。
 以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。
 本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。科学技術委員長大野由利子君。

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書
 (本号末尾に掲載)

(大野由利子君登壇)

○大野由利子君 ただいま議題となりました宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、宇宙開発事業団の人工衛星等の打ち上げ業務の円滑な推進及び確実な被害者保護に資するため、同事業団が行う人工衛星等の打ち上げにより第三者に損害を生じた場合の損害賠償措置を講ずるもので、その主な内容は、

第一に、同事業団は、人工衛星等の打ち上げにより他人に生じた損害を賠償するため、主務大臣が定める金額を担保することができ、保険契約を締結しなければならないこととしております。

第二に、同事業団は、主務大臣の認可を受けて、受託打ち上げにより受託打ち上げ関係者以外の者に損害が生じた場合における損害賠償の責任に関する特約を打ち上げ委託者として行うことができることとしております。

第三に、同事業団が保険契約を締結しない人工衛星等の打ち上げを行った場合等における罰則について必要な規定を設けることとしております。

本案は、去る四月二十四日参議院から送付され、五月十二日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月十五日谷垣國務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日から質疑に入り、二十二日質疑終了の後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。
 本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長坂上富男君。

放送法の一部を改正する法律案及び同報告書
 (本号末尾に掲載)

(坂上富男君登壇)

○議長(伊藤宗一郎君) ただいま議題となりました放送法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、デジタル方式の衛星放送に関する技術の進展と普及にかんがみ、日本放送協会についてその国内向けの放送番組を受託放送事業者に委託して放送させることができるようにするほか、衛星放送に係る受託放送業務の提供条件に関する郵政大臣への届け出について、総括原価主義の撤廃

等制度の合理化を図る等の改正を行うとするものであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。
 本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十六分散会

出席國務大臣

通商産業大臣 堀内 光雄君
 郵政大臣 自見庄三郎君
 建設大臣 瓦 力君
 國務大臣 谷垣 禎一君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

都市計画法の一部を改正する法律

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

国土利用計画法の一部を改正する法律
種田法
研究交流促進法の一部を改正する法律
一、昨二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

(報告書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の報告書を受領した。

首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成九年度首都圏整備に関する年次報告

一、去る二十五日、人事院総裁中島忠能君から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成九年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る二十二日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長事務代理 門司健次郎
兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理

一、去る二十五日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長事務代理 飯村 豊
一、昨二十七日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長 登 誠一郎
兼内閣総理大臣官房外政審議室長

(政府委員任命)

一、去る二十二日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十二日議長において承認した門司健次郎を、同日第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十五日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十五日議長において承認した飯村豊

を、同日第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十七日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十七日議長において承認した登誠一郎を、同日第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る二十二日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長)登誠一郎の第百四十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、去る二十五日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(外務省欧亜局長西村六善の第百四十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨二十七日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

内閣官房内閣外政審議室長 門司健次郎 (解 職) 平二・五・二七

兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

山中 燦子君
赤羽 一嘉君

補欠

赤羽 一嘉君
山中 燦子君

文教委員

辞任

金子 一義君
池坊 保子君
岩永 峯一君
丸谷 佳織君

補欠

岩永 峯一君
丸谷 佳織君
金子 一義君
池坊 保子君

厚生委員

辞任

田中 昭一君
松本 純君
城島 正光君
武山百合子君
阪上 善秀君
山口 泰明君
中川 正春君
佐々木洋平君

補欠

阪上 善秀君
山口 泰明君
中川 正春君
佐々木洋平君
田中 昭一君
松本 純君
城島 正光君
武山百合子君

商工委員

辞任

小川 元君
川内 博史君
原口 一博君
中野 清君
吉井 英勝君
中川 正春君
鈴木 俊一君
北脇 保之君
古川 元久君

補欠

鈴木 俊一君
古川 元久君
中川 正春君
旭道山和泰君
春名 真章君
北脇 保之君
小川 元君
原口 一博君
川内 博史君

建設委員 旭道山和泰君 春名 真章君 中野 清君 吉井 英勝君	科学技術委員 大島 理森君 近江巳記夫君 中西 啓介君 松本 純君 漆原 良夫君 吉田 幸弘君 補欠 松本 純君 漆原 良夫君 吉田 幸弘君 大島 理森君 近江巳記夫君 中西 啓介君	環境委員 大野 松茂君 土井たか子君 飯島 忠義君 北沢 清功君 補欠 飯島 忠義君 北沢 清功君 大野 松茂君 土井たか子君	議院運営委員 新藤 義孝君 島 聡君 桜田 義孝君 生方 幸夫君 生方 幸夫君 補欠 桜田 義孝君 生方 幸夫君 新藤 義孝君 島 聡君	一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員 鹿野 道彦君 鰐淵 俊之君 北村 哲男君 西田 猛君 佐々木洋平君 桑原 豊君 達増 拓也君 補欠 北村 哲男君 西田 猛君 桑原 豊君 佐々木洋平君 達増 拓也君 鰐淵 俊之君	文教委員 佐田玄一郎君 戸井田 徹君 新藤 義孝君 補欠 戸井田 徹君 新藤 義孝君 佐田玄一郎君	厚生委員 田中 昭一君 戸井田 徹君 田中 和徳君 吉田六左門君 補欠 吉田六左門君 田中 和徳君 戸井田 徹君 田中 昭一君	通信委員 野中 広務君 神崎 武法君 中田 宏君 久野統一郎君 白保 台一君 笹木 竜三君 補欠 久野統一郎君 白保 台一君 笹木 竜三君 野中 広務君 神崎 武法君 中田 宏君	安全保障委員 河井 克行君 阪上 善秀君 補欠 滝 実君 岩永 峯一君	仲村 正治君 山崎 拓君 辻元 清美君 岩永 峯一君 大石 秀政君 古賀 正浩君 滝 実君 上原 康助君 補欠 古賀 正浩君 大石 秀政君 上原 康助君 阪上 善秀君 山崎 拓君 仲村 正治君 河井 克行君 辻元 清美君	決算行政監視委員 熊谷 市雄君 三塚 博君 古賀 一成君 前田 武志君 若松 謙維君 村山 富市君 岩永 峯一君 北脇 保之君 飯島 忠義君 田中 和徳君 鍵田 節哉君 中川 正春君 丸谷 佳織君 保坂 展人君 補欠 岩永 峯一君 飯島 忠義君 鍵田 節哉君 北脇 保之君 丸谷 佳織君 保坂 展人君 田中 和徳君 中川 正春君 三塚 博君 熊谷 市雄君 古賀 一成君 前田 武志君 若松 謙維君 村山 富市君	(政治倫理審査委員会委員辞任及び補欠選任) 一、去る二十二日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理審査委員会委員 村山 富市君 村山 健治郎君 補欠 村山 富市君 村山 健治郎君	(議案提出) 一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(森山眞弓君外四名提出) 一、去る二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案(小杉隆君外三名提出) (議案受領) 一、去る二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案 一、昨二十七日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案 (議案付託) 一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)(参議院送付) 文教委員会 付託 一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 美術品の美術館における公開の促進に関する法律案(内閣提出第一〇六号)(参議院送付) 文教委員会 付託 (議案送付) 一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案
--	---	---	--	---	--	---	---	---	---	---	---	--	--

は次のとおりである。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案
学校教育法等の一部を改正する法律案

一、去る二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(森山眞弓君外四名提出)

一、昨二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案(小杉隆君外三名提出)

(議案通知)

一、去る二十二日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(伊藤英成君外八名提出)

(議案通知書受領)

一、去る二十二日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る二十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

都市計画法の一部を改正する法律案
都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

国土利用計画法の一部を改正する法律案
種苗法案

研究交流促進法の一部を改正する法律案

一、昨二十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

大規模小売店舗立地法案
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案

(予備的調査報告書受領)

一、去る二十二日、運輸委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。

国鉄長期債務関連法案に関する予備的調査佐藤敬夫君外五十四名提出、平成十年衆予調第二号)についての報告書

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

私立短期大学への助成等に関する質問主意書(石井郁子君提出)

清掃工場建設と運営の情報公開に関する質問主意書(中川智子君外一名提出)

(答弁書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石井郁子君外四名提出「子どもの権利に関する条約」についての質問に答える答弁書

平成十年五月八日提出
質問第三三三三号

「子どもの権利に関する条約」についての質問主意書

提出者

石井 郁子

中林よし子

藤田 スミ

瀬古由起子

藤木 洋子

問主意書

「子どもの権利に関する条約」(以下本条約)は一九八九年に国際連合総会において採択され、我が国は一九九四年に締約国となった。本条約締結後四年が経過し、また本年五月下旬には政府によって九六年五月に国際連合を通じて子どもの権利委員会に提出された本条約の第一回報告書(以下政府報告書)の審査がジュネーブにおいて行われる

ことになっている。このような時期に当たり、以下質問する。

一 本条約の意義について

文部省は本条約の日本における発効直前の一九九四年五月二十日の事務次官通知で本条約に關して「世界の多くの児童が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況におかれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものであります(平成六年五月二十日文部事務次官通知「児童の権利に関する条約」について)」との認識を示し、また外務省も中・高生向けの広報ポスターで世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待などのひどい状態に置かれ苦しんでいる子どもが数多くいます。この条約は、各国がこうした現実を目を向け、子どもたちの人権を尊重し、保護していくために作られたものです。」と述べている。

これらの文書を見るならば、政府は本条約に対して「主として発展途上国の現状を踏まえつつ、十分な保護を受けて健やかに育つことすら困難な状況におかれた児童に生きる権利、健やかに育つ権利などを保障することを主眼として作られたもの(「学校経営」一九九二年十一月号文部省学術国際局国際企画課長補佐岡本薫氏)と認識しているのではないのか。

しかし、本条約は全世界の子どもに「豊かな子ども期を実現すること」を目的とし、「豊かな子ども期」が実現されていないあらゆる国にとつて、発展途上国のみならず先進国にとつても重要な意義を有していると考え、本条約に対する政府の認識を明らかにされたい。

二 本条約批准後の子どものおかれている状況の変化について

(1) 本条約批准に際して一九九四年三月二十九日参議院外務委員会、立木議員の質問に対して、羽田外務大臣は、「私も、子どもたちに対して後退するような措置だけとはならないように、やっぱり細かい対応をする必要があるというふうに思いますが」と答弁をしている。外務大臣の答弁は条約締結前後で児童福祉、学校教育など子どもに関連するあらゆる政策を行うに当たって、子どもたちの状況を悪化させないという政府の決意と方針を示したものと考えるが、この政府の見解は変わらないか。あらためて政府の見解を明らかにされたい。

(2) 政府の調査・統計によっても条約批准後、不登校数、いじめ事件数、体罰件数、及び校内暴力件数は増加している。これらの指標を見るだけでも子どもたちをめぐる状況は後退し、より深刻化していると考えるが政府の見解を明らかにされたい。

三 本条約の広報活動について

(1) 政府報告書には外務省はリーフレット九万枚を作成配布、ポスターを文部省と協力して学校などに百万枚を配布、法務省は啓発冊子を十萬部配布、厚生省はパンフレットを作成・配布、母子健康手帳に条約の主な内容を記載するなど具体的数字・施策をあげて本条約の広報について政府が行った措置について記している。しかしこれらの措置は例えば「各学級一枚ずつ行き渡るよう」配布したはずの外務省のポスターが実

際に教室に掲示されていないという報告が少なくないなど「適切かつ積極的な方法で」本条約の広報を行うことを求めている本条約四十二条に照らし、必ずしも十分とは言えない。政府は本条約の広報の現状をどう認識しているのか、また不十分な広報の現状に照らしよりいっそうの努力を行うべきと考えるがあわせて政府の見解を明らかにされたい。

(2) これまでに政府が自ら行った広報措置は十分であったと考えるか。政府は周知度など、その効果について調査・評価を行ったのかどうか、明らかにされたい。

(3) 子どもたちは次々と世代交代するのであるから、本条約の締結時に限らず、継続的に広報活動を行うことが本条約四十二条の趣旨に照らして必要と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。また政府の今後の本条約の広報計画について具体的に明らかにされたい。

(4) 今後、単にポスターの掲示にとどまらないうより「適切かつ積極的な」広報活動を行うっていくこと、例えば、条約広報の学校教育カリキュラムへの導入、子ども一人一人への配布、学校における本条約の教育に関する実践例の紹介、また生徒手帳へ記載されるよう関係者へ働きかけることなども考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 本条約の実施体制について

(1) 本条約実施のために、目標及び目標達成の期限を明示した包括的な国内行動計画を

策定する予定はあるのか。予定があるのであれば、どのように各省庁間の調整を行う予定であるのか、その主管官庁がどこであるのか、予定が無いのであればその理由を明らかにされたい。

(2) 政府報告書の中で、「関係省庁の青少年に関する施策を政府全体として総合的かつ効果的に実施するために、総務庁青少年対策推進会議等をつうじて関係省庁の施策の調整を行っている」と評価されている総務庁青少年対策推進会議の構成及び同会議が本条約の実施に関する政策調整に関してどのような権限・実績を有しているのか、具体的に明らかにされたい。

(3) 政府は本条約の実施に際して新たな行政機関を設置する必要があるという立場をとっているが、関係省庁が多岐にわたる本条約の実施に当たり調整権限を有する行政機関の存在は不可欠と考える。政府が既に存在する総務庁青少年対策推進会議を本条約の実施も含め青少年施策に関する政策調整機関と評価するならば、同会議に対して本条約の実施に関する調整権限を付与するのが相当であると考えるが政府の見解を明らかにされたい。

五 非政府・非営利組織などとの協力関係について

(1) 本条約の実施に当たって各地で子ども育成、保護、子どもの人権擁護、その他あらゆる子どもたちの権利の向上の為に活動している非営利・非政府組織(以下NPO・NGO)と政府との協力は不可欠と考える

が、日本政府は、NPO・NGOが本条約の実施に当たって果たしている役割をどのように認識し、評価しているのか具体的事例をあげて明らかにされたい。また、NPO・NGOとの協力の下に本条約を実施した実例があればそれを具体的に列挙されたい。

(2) 政府は今後、本条約のより実効的な実施を実現するためにNPO・NGOの参加を確保するためにいかなる措置を取るかを検討・予定しているのか具体的に明らかにされたい。

(3) 本条約三条は、子どもに関するあらゆる措置を実施するに当たって子どもの最善の利益に考慮を払うことを要求するものであるが、その具体化として、政府が子ども団体及び子どもたちの権利の向上を目的とするNPO・NGOからのヒアリングを定期的に行うこと、また政府の審議会等で子どもに関する施策の検討を行う場合に子ども団体、子どもたちの権利の実現を目的とするNPO・NGOからのヒアリングを行うことが必要と考えられるが政府の見解を明らかにされたい。

六 学校における子どもたちの意見表明権と市民的自由の実現について

(1) 本条約は「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する(十二条一項)とし、また「締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの

条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる(二十八条二項)としている。これに照らせば法令にもとづく懲戒処分や法令にもとづかない「謹慎」等の実質的な懲戒処分(以下懲戒処分等)に関して、子どもの意見表明権の確保など懲戒処分等に至るまでの手続き規定が本条約の趣旨に沿って法令などによって具体的に規定される必要がある。

しかし現実には懲戒処分等に至る、いずれの段階においても当該生徒の意見表明・弁明の機会が保障されていないのが通例で子どもの権利が保障されない状況がある。そのため懲戒処分等に関する子どもの手続的権利を保障するための法改正等の措置や具体化のためのガイドラインの制定が必要と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

(2) 初等中等局長通知(高等学校における政治的教養と政治活動について)一九六九年十月三十一日付)を出した理由及び、子どもの意見表明の権利(十二条)、思想、良心、宗教の自由(十四条)、結社及び平和的集会の自由(十五条)を明文で定めた本条約を批准した現在においても、同通知が必要とされる理由及び本条約との整合性について政府の見解を明らかにされたい。

(3) 校則の見直しを関係教育機関に通知するに当たり、どのような校則を見直しの対象として例示したのか具体的に明らかにされたい。また髪型・服装・持ち物・校外生活を規制する校則に関して政府はどのような認識を有しているのか明らかにされたい。

七 子どもをめぐって文化状況について

本条約十七条は子どもにとって有害な情報から子どもを保護することを求めている。日本の子どもをめぐってテレビや雑誌などのメディアの状況は深刻である。国際的に見ても日本ほど、暴力と性をむき出しにした映像や雑誌などに対して子どもたちが無防備でさらされている国はなく、子どもにも与える深刻な影響が指摘されている。

このようなメディアの状況が子どもにどのような影響を与えているのか科学的調査を行うことが国民的にも政府に求められている。政府は直ちにこのような調査を行うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆議一四二第三号
平成十年五月二十二日

衆議院議長 伊藤 宗一郎
衆議院議員 石井 郁子 君外四名提出「子どもの権利に関する条約」についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員 石井 郁子 君外四名提出「子どもの権利に関する条約」についての質問に対する答弁書

一 について

児童の権利に関する条約(平成六年条約第二号。以下「条約」という)は、先進国、開発途上国の別を問わず全世界的な観点から、児童の権利の尊重及び保護の促進を目指して作成されたものであり、開発途上国のみならず先進国を含む

めた全世界において、児童の権利の尊重及び保護の促進に重要な役割を果たしているものと考えている。

二の(一)について

政府としては、これまでも児童の健全な育成を目的とした各種施策の展開を通じて児童の権利の保障を行ってきたところである。今後とも、児童に関連するあらゆる施策の実施に当たっては、条約の趣旨を踏まえ、児童の権利が一層尊重されるよう引き続き努力してまいりたい。

二の(二)について

非行等問題行動という側面から見ると、ナイフを使用した殺傷事件など凶悪、粗暴な非行、薬物の乱用、いじめ、性をめぐる問題など、児童が直面している問題は極めて深刻であると受け止めている。

政府においては、条約批准後も、例えば、各種相談窓口の整備、スクールカウンセラー、子どもの人権専門委員、被害少年カウンセリングアドバイザー等の配置、放課後児童健全育成事業、児童の自立支援施策等の充実など様々な分野で児童に関する各種施策の充実強化に努めている。

三の(一)について

政府としては、児童の権利に関する意識の一層の高揚を図るためにも、条約の広報は極めて重要であると認識しており、これまで、条約の趣旨及び内容を説明した冊子、児童にも分かりやすく条約の内容を紹介したポスター、政府の広報誌、ラジオ、テレビ等を通じて、適切かつ積極的に条約の広報を行ってきたところである。

政府としては、条約の広報は継続的に実施していくことが重要であると考えており、引き続き、各種の広報手段を通じて、条約の趣旨及び内容の周知に一層の努力をしてまいりたい。

三の(二)について

政府としては、これまで行ってきた条約の広報については、一定の効果を上げてきたものと認識している。

なお、条約の周知度及びその効果について調査又は評価を行ったことはない。

三の(三)について

条約の広報は継続的に実施していくことが重要であると考えており、引き続き広報冊子の作成及び配布に努めるとともに、テレビ、ラジオ、広報誌その他の広報手段を利用した条約の広報を行っていく予定である。

三の(四)について

学校教育の場においても、児童生徒に対し、条約についての正しい理解を図ることは重要と認識している。

このため、文部省においては、児童生徒の指導に当たる教職員に対し、平成六年五月二十日付け文初高第百四十九号「児童の権利に関する条約」について(通知)(以下「文部事務次官通知」という)を发出し、児童生徒に権利及び義務についての正しい理解を図ることの重要性を周知させるとともに、教職員に対する研修における指導及び広報誌の活用により、条約の趣旨及び内容の周知に努めるところである。また、各都道府県教育委員会においても、研修の実施、指導資料の作成などの取組が図られているものと承知している。

さらに、児童生徒に対する指導については、

中学校社会科、高等学校公民科等の多くの教科書において、条約について具体的に取り上げられているとともに、各都道府県教育委員会においても、児童生徒向けの小冊子の作成及び配布等の取組が図られており、これらを通じて、児童生徒に対し、条約の趣旨及び内容の周知が図られているものと承知している。

四の(一)について

政府としては、これまでも児童の健全な育成を目的とした各種施策の展開を通じて児童の権利の保障を行ってきたところであり、今後とも、これらの施策の充実を図ることにより、児童の権利の一層の擁護を図っていくことが十分可能であると考えている。このため、現在のところ、包括的な国内行動計画を策定する予定はない。

四の(二)について

青少年対策推進会議は、関係省庁の局長等の職員をもって構成され、関係省庁の緊密な連携の下に青少年の健全育成及び非行等問題行動の防止に関する青少年対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として開催されている。同会議は、関係省庁の申合せに基づいて開催されているものであることから、それ自体として法令上の権限を有する性格のものではない。同会議においては、例えば、関係省庁の申合せである「青少年対策推進要綱」を随時改正するなどにより、同会議の目的の範囲で、条約の実施に必要なとなる施策を含む各種施策の調整を行っている。

四の(三)について

青少年対策推進会議は、関係省庁の申合せに基づき、青少年の健全育成及び非行等問題行動

の防止に関する青少年対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として開催されているものであり、条約の全般について取り扱うものではない。

なお、政府としては、これまでも児童の健全な育成を目的とした各種施策の展開を通じて児童の権利の保障を行ってきたところであり、今後とも現行の制度の下で、関係行政機関の緊密な連絡を保ちつつ、条約の趣旨を踏まえた施策を総合的に推進してまいりたい。

五の(一)について

政府としては、民間において行われている児童の権利の尊重及び保護の促進を目的とした様々な活動は、条約の実施に資するものであり、その重要性を十分認識しているところである。

政府が、条約の実施に当たり、民間団体と協力し又は関係する行政機関と民間団体との協力を推進した事例は次のとおりである。

- 1 児童に対する虐待を防止するための措置として、児童相談所の運営に当たり、民間虐待防止団体と連携を取るよう都道府県知事等に通知している。
- 2 児童を性的虐待及び性的搾取から保護するための措置として、財団法人日本ユニセフ協会と協力の上、児童買春の根絶を訴える啓発活動を行っている。
- 3 開発途上国における教育及び母子保健等の児童の福祉に資する事業に従事する民間団体の活動に対し、草の根無償資金協力及びNGO(非政府組織、民間援助団体)事業補助金制度を通じて、財政的支援を行っている。

五の(二)について

政府としては、条約を効果的に実施するためには、政府のみならず、社会全体として取り組んでいくことが重要であると認識しており、民間団体が児童の権利の尊重及び保護の促進に向けた活動に一層参加するよう、条約の趣旨及び内容についての広報活動の推進を図るとともに、五の(一)について述べた民間団体との連携の例を拡充すべく努力してまいりたい。

五の(三)について

政府としては、児童に関連する施策の検討及び実施に当たり、必要に応じ民間団体の意見を聴くこととしている。

六の(一)について

条約第十二条一前段は、児童個人に影響を及ぼすすべての事項について自らの意見を述べることが認められるべきであるとの理念を一般的に規定したものである。他方、条約第十二条二は、児童が「自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において」意見を聴取される機会を与えられる旨規定しており、御指摘の懲戒処分等の際には、締約国は児童の意見を聴取する機会を与える義務を負うが、そのために採るべき措置は、立法措置に限られず、行政措置その他の措置を採ることも許容されている(条約第四条参照)。

また、条約第二十八条二は、学校における規律が、人間としての尊厳に合致し、かつ、条約に適合した方法で運用されるよう、締約国に対してすべての適当な措置を採ることを義務付けたものである。同規定は、「すべての適当な措置」と規定されていることから明らかなよう

に、立法措置に限られず、指導などの行政上の措置を含め締約国が適当と判断する措置を採ることを義務付けるものであると解される。

学校における児童に対する懲戒については、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第十三条第一項において、懲戒を行うに際し「教育上必要な配慮をしなければならぬ」と規定されている。また、文部事務次官通知において、各都道府県教育委員会等に対し、学校における懲戒処分は「真に教育的配慮をもって慎重かつ的確に行われなければならない。その際には、当該児童生徒等から事情や意見をよく聴く機会を持つなど児童生徒等の個々の状況に十分留意するよう指導を行っている。

したがって、懲戒に係る児童の意見表明及び弁明の機会の保障に関し本条約が締約国に求める措置については、既に講じられているものと考えている。

六の(二)について

御指摘の昭和四十四年十月三十一日付文初高第四百八十三号「高等学校における政治的教養と政治的活動について(通知)」は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)第八条を踏まえ、高等学校における政治的教養を豊かにする教育の一層の改善充実を図るとともに、高校生の政治的活動についての適切な指導を行うための見解を示したものであり、各学校における指導上の指針となるものである。その必要性は、現在においても変わるものではないと考えている。

同通知は、

- 1 学校内の政治的活動については、①教科・

科目の授業中やクラブ活動、生徒会活動等において生徒がその本来の目的を逸脱して、政治的活動の手段としてこれらの場を利用することを禁止するとともに、②学校内に政治的な団体や組織を結成することや、学校内での政治的文書の掲示・配布、集会の開催などの政治的活動を行うことを制限、禁止することが必要であるとし、

2 学校外の政治的活動についても、①学校が教育上の観点から、望ましくないとして生徒を指導したり、②特に違法なもの、暴力的なものを禁止するとともに、そのような活動になるおそれのある政治的活動についても制限、禁止することが必要であるとしている。

これらは、高校生が心身の発達の課程にあつて政治的教養の基礎を培っている段階にあることにかんがみ、教育的立場及び本人の心身への影響、他の生徒への影響等の観点から必要かつ合理的な制限を求めるものであり、また、特に学校外の活動についても、学校が指導し、また、特に違法性の強い活動に限定して制限を課すものであり、高等学校においてその教育目的を達成するため必要な範囲を超えた制限を求めているものではない。

したがって、同通知に示されている生徒の政治的活動の規制は、高等学校がその教育目的を達成するために必要な合理的範囲を超えるものではなく、これは、条約に反するものではないと考へている。

六の(3)について

文部事務次官通知では、各都道府県教育委員

会等に対し、各学校における校則について、「日々の教育指導に関わるものであり、児童生徒等の実態、保護者の考え方、地域の実情等を踏まえ、より適切なものとなるよう引き続き配慮すること」を求めており、その後も、各種会議などを通じ、校則の不断の見直しについて指導を行ってきている。

学校は、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内において、在学する児童生徒に対し、校則で髪型、服装、持ち物、校外生活等について規律することが可能であると考えている。

七について

テレビ、雑誌等を通じたいわゆる有感情報が児童に与える影響については、これまでも官民の関係機関等で調査研究が行われてきたところであるが、今後も、最近のメディアの状況を踏まえつつ、政府としても、様々な角度から明らかにしていく必要があると考えている。

一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員保坂展人君提出日本共産党幹部宅盗聴事件の事実認定と責任所在などに関する再質問に対する再質問に対する答弁書

平成十年五月六日提出
質問 第三〇号

日本共産党幹部宅盗聴事件の事実認定と責任所在などに関する再質問主意書

提出者 保坂 展人

日本共産党幹部宅盗聴事件の事実認定と責任所在などに関する再質問主意書

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案の上程に当たり、三月十二日提出の「日本共産党幹部宅盗聴事件の事実認定と責任所在などに関する質問主意書」(以下、「前回質問主意書」とする)に対する三月二十七日付答弁書以下、「答弁書」とする)には、一部不十分な答弁があり、同事件の事実認定と責任の所在を明確にすることが同法案の適否に大きく影響することについて、理解を欠いているとみられる部分もあるもので、以下再質問する。また、同法案が死刑を最高刑としていることに鑑み、死刑をめぐる最近の状況についても質問する。

一 共産党幹部宅盗聴事件の事実認定

(1) 答弁書「一の(4)」については「被疑者兩名は個人の利欲に基づいて本件を犯したものである」とあるが、被疑者兩名は単に上官の命令に従っただけだったのか。被疑者兩名に、命令を忠実、確実に実行すること、将来の昇進などが有利に取り計られるという意味での「利欲」が全くなかったと判断したのは、どういう証拠に基づくのか。最近では、前大蔵省金融検査官室長らの接待汚職事件で、検査官が冒頭陳述で指摘しているように、組織の一担当者で違法行為(この事件の場合は贈賄)に及ぶケースでの「利欲」は、自己の「出世」とされることが多いと承知しているが、警察官による盗聴事件の場合、何が動機となっているのか。「利欲」はあり得ないのか。

(2) 答弁書「一の(4)」については「被疑者兩名が本件の首謀者ないし責任者の立場にあるとは認め難い」とあるが、共産党幹部宅盗聴事件の「首謀者」や「責任者の立場にある」人物は誰か。

(3) 答弁書「一の(4)」については「警察において、本件につき深く遺憾の意を表するとともに、かかる事態の再発防止に努めることを誓約するなどしており」とあるが、いったい誰がどの時点で、誰に対して再発防止に努めることを誓約したのか。また、警察は検査官に「再発防止に努めます」と口頭で伝えたのか、それとも誓約の書面を記したのか。組織的に再発防止のための具体的な施策を提示したか。

(4) 答弁書「一の(5)」については「警察の自浄作用により、同種事犯の再発防止が十分期待できる」とあるが、「警察の自浄作用」について、具体的に過去のどのような事例で示されたものがあるのか、明らかにされた。また、「再発防止が十分期待できる」と考えた根拠は何か。どのような証拠に基づくのか。

二 責任の所在

(1) 答弁書「一の(3)」については「警察においては、国民の信頼を裏切ることのないよう、適正な職務執行に努めているところであり、違法な傍受が行われることはない」と確信しているところがあるが、確信した根拠は何か。事件後、警察組織内で、違法な通信傍受をしない明らかな内規などが作成されたのであれば、明らかにされたい。作成されていなければ、その理由を述べられたい。

(2) 答弁書「二の(4)について」では「我が国の行政機関においては、違法な傍受は行われていない」と断言しているが、根拠は何か。具体的に職員にどのような指導、研修がなされているのか、その全容を明らかにされたい。

三 令伏請求手続き

(1) 答弁書「三の(3)について」によると、令伏請求、発付に違法があるとして、不服申し立てを受けた裁判所は令伏請求時の資料の提出を受けることができるが、裁判所の取り調べに提出される資料が令伏請求時の資料と同一かどうかは、どのような証拠で立証されるのか。捜査機関の公正を担保するため、仮に令伏を請求した際の資料に誤りがあった場合などに担当者がそれを恣意的に修正するなどしないように、部内で請求時の資料は請求者以外の係官が保管するなどの措置が当然取られていると考えるが、どうか。

(2) 答弁書「三の(4)について」には「取り下げ」の件数が記載されているが、一九九六年に令伏請求を取り下げた二千二百八十三件(逮捕状三百六十七件、差押・搜索許可状又は検証許可状九百十六件)の理由は何か。裁判官から認められないから取り下げたのか、あるいは請求後に誤りが発見されるなどしたのか。事件の内容に踏み込む必要はなく、概括的にそれぞれ件数を明らかにされたい。

四 死刑の執行

死刑廃止条約の批准を求めるNGOなどによると、法務省刑事局は五月の連休明けに死刑を執行する方針を固め、法務大臣の決裁を仰ぐとしていたというが、事実か。一方で、新たに死刑を盛り込んだ戦後二例目の法案が国会に上程され、審議された場合には死刑の是非、執行方法の適法性、死刑に関する情報公開の適否、死刑確定者の処遇などについても論議が予想されることを十分に認識しているか。また、過去数年のように国会会期外の日曜日ではなく、会期中のほかの曜日に執行を予定しているといわれるが、どうか。

内閣衆質一四二第三〇号
平成十年五月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員保坂展人君提出日本共産党幹部宅盗聴事件の事実認定と責任所在などに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員保坂展人君提出日本共産党幹部宅盗聴事件の事実認定と責任所在などに関する再質問に対する答弁書

一の(1)について
東京地方検察庁検察官は、御質問の事件に関して不起訴処分をするに当たり、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十八号)違反の事実について

ついて起訴猶予を理由とする不起訴処分に付された被疑者二名に対して、盗聴を指示したり、その承認を与えた者が存在したと認めるに足りる証拠はないと判断している。

一般に、犯罪の動機には様々なものがあり、被疑者が警察官であるからといって、利欲を動機として犯罪を犯すことがあり得ないとはいえないが、本件については、同検察庁検察官は、個人的利欲に基づいて犯したのではないと認めたものである。

なお、証拠関係に関する御質問については、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

二の(2)について

東京地方検察庁検察官は、前記被疑者兩名は、その地位等に照らして本件の首謀者ないし責任者の立場にあるとは認め難いとしているが、右兩名以外に本件犯行を実行し、又はこれに加功した者を認定し得るに足りる証拠はないとしている。

三の(3)について

昭和六十二年八月四日の本件に関する当初の不起訴処分の決定に先立ち、神奈川県警察本部長から東京地方検察庁検事正に対し、本件について深く遺憾の意を表し、関係者に対し相応の懲戒処分を行うとともに、再発防止に努める旨の書面が提出されている。

四の(4)について

東京地方検察庁検察官は、警察において、被疑者兩名を懲戒処分に付したと、その上司等

を更迭して人事の刷新を図ったこと、警察庁警備局長通達を発し、情報収集活動の在り方を見直してこれを是正する措置を講じていること、神奈川県警察本部においても、本部長通達を発し、情報活動に当たってはいやしくも違法のそしりを受けることがないよう全捜査員に自覚させ、適正な職務執行を図っていること等から、警察の自浄作用により、同種事犯の再発防止が十分期待できると判断したものである。

なお、証拠関係に関する御質問については、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

二の(1)について

警察においては、昭和六十二年八月四日付け警察庁警備局長通達「情報収集活動の適正推進について」を発出し、以後十年余にわたり、国民の信頼を裏切ることのないよう、一層適正な職務執行に努めているところであり、違法な傍受が行われることはないと確信している。

三の(2)について

我が国の行政機関においては、法令に従い、適正に職務執行を行っているところであり、違法な傍受は行われていない。

また、各行政機関においては、平素から、職員に対し、適正な職務執行について指導等がなされている。

三の(1)について

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第四十三条による事実の取調べについては、その方式や証拠能力に関する特段の制限はなく、

裁判所の取調べに提出される資料が令状請求時の資料と同一かどうかは、資料の提出経緯、内容、捜査官の陳述等により、判断されているものと承知している。

一般に、令状請求の際に提出した資料は、請求後の捜査を行うために必要な資料でもあるのが通常であり、請求者その他の当該捜査に關与している捜査官以外の係官が保管する取扱いはされてないものと承知している。

なお、捜査官が、令状請求の際に提供した資料を事後に改変すれば、懲戒処分や刑事罰の対象となる。

三(二)について

逮捕状、差押・搜索許可状又は検証許可状の発付の請求の取下げの理由については、逮捕等の必要がなくなったことやその要件が欠けることが判明したことなど様々なものが考えられるが、理由別に取下げ件数を集計した統計が存在しないので、その詳細についてはお答えすることができない。

四について

平成十年三月十三日に国会に提出した「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案」、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」及び「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案」の三法律案については、国会において必要な審議が行われるものと考えている。

その余の点は、個々具体的に死刑執行に関する事項であるので、答弁を差し控えたい。

(答弁通知書受領)

一、去る二十六日、内閣から、衆議院議員石井紘基君提出徳山ダム建設予定地域の河川管理に關する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年六月二十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月十日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 組合員の権利及び義務(第六条—第十三条)
- 第三章 組合員の脱退(第十一条、第十二条)
- 第四章 組合の解散及び清算(第十三条—第十五条)
- 第五章 民法の準用(第十六条)
- 第六章 登記(第十七条—第三十二条)
- 第七章 罰則(第三十四条、第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業等に対する投資事業を行うための組合契約であつて、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立することにより、円滑な資金供給を通じて中小企業等の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もつて我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業等」とは、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条各号に掲げるものをいう。)に該当する株式会社その他の株式会社であつて次の各号のいずれかに該当するもののうち、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式を発行する株式会社をいう。

- 一 資本の額が五億円以下のもの
- 二 常時使用する従業員の数が千人以下のもの
- 三 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの
- 四 前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定

める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

2

この法律において「中小企業等投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の中小企業等投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約)

第三条 中小企業等投資事業有限責任組合契約(以下「組合契約」という。)は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

- 一 中小企業等の設立に際して発行する株式の取得及び保有
- 二 中小企業等の発行する株式、転換社債その他の転換により発行された株式を含む。以下この項において同じ。又は新株引受権付社債の取得及び保有
- 三 前二号の規定により中小企業等投資事業有限責任組合(以下「組合」という。)がその株式、転換社債又は新株引受権付社債を保有している株式会社(中小企業等を除く。次号において同じ。)の発行する株式、転換社債又は新株引受権付社債の取得及び保有
- 四 中小企業等又は前号の株式会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有(これらの権利に關して利用を許諾することを含む。)

五 前各号の規定により組合がその株式、転換社債、新株引受権付社債、工業所有権又は著作権を保有している株式会社に対して経営又は技術の指導を行う事業 六 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの イ 外国法人であつて、その発行する株式が証券取引法第二十一条に規定する証券取引所及びこれに類似するものであつて外国に所在するものに上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿及びこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されてないものの発行する株式、転換社債、新株引受権付社債又はこれらに類似するものの取得及び保有 ロ 組合又は外国に所在する組合に類似する団体に対する出資 七 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余剰金の運用 2 中小企業等投資事業有限責任組合契約書(以下「組合契約書」という。)には、次の事項を記載し、各組合員はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。 一 組合の事業 二 組合の名称 三 組合の事務所の所在地 四 組合員の氏名又は名称及び住所並びに無限	責任組合員と有限責任組合員との別 五 出資一口の金額 六 組合契約の効力が発生する年月日 七 組合の存続期間 3 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在地又は無限責任組合員の住所にあててすれば足りる。 4 組合員の数の合計は、政令で定める数を超えてはならない。 (登記) 第四条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。 2 この法律の規定により登記を必要とする事項について、故意又は過失により不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。 (名称) 第五条 組合には、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いなければならない。 2 何人も、組合でないものについて、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いてはならない。 3 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。 4 有限責任組合員は、その氏、氏名又は名称を組合の名称中に用いることを許諾したときは、その使用以後に生じた組合の債務については、	無限責任組合員と同一の責任を負う。 第二章 組合員の権利及び義務 (組合員の出資) 第六条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。 2 組合員は、金銭その他の財産のみをもって出資の目的とすることができ、 3 出資一口の金額は、均一でなければならない。 (業務執行の方法等) 第七条 組合の業務は、無限責任組合員がこれを執行する。 2 無限責任組合員が数人あるときは、組合の業務の執行は、その過半数をもって決する。 3 組合の常務は、前項の規定にかかわらず、各無限責任組合員が単独でこれを行うことができ、ただし、その終了前に他の無限責任組合員が異議を述べたときは、この限りでない。 4 無限責任組合員が第三条第一項に掲げる事業以外の行為を行った場合は、組合員は、これを追認することができない。無限責任組合員以外の者が同項に掲げる事業以外の行為を行った場合も、同様とする。 (財務諸表等の備付け及び閲覧等) 第八条 無限責任組合員は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書(第三項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間主たる事務所に備えて置かなければ	ならない。 2 前項の場合においては、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の意見書(業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。)を併せて備えて置かなければならない。 3 組合員及び組合の債権者は、営業時間内は、いつでも、財務諸表等並びに前項の組合契約書及び意見書の閲覧又は謄写を請求することができる。 (組合員の責任) 第九条 無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は組合の債務について連帯して責任を負う。 2 有限責任組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う。 3 有限責任組合員に組合の業務を執行する権限を有する組合員であると誤認させるような行為があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該有限責任組合員は、その誤認に基づき組合と取引をした者に対し無限責任組合員と同一の責任を負う。 (財産分配の制限) 第十条 組合財産は、貸借対照表上の純資産額を超えて、これを分配することができない。 2 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲内において、組合の債務を弁済する責任を負
---	--	---	--

う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受け
た時から五年を経過したときは、この限りでな
い。

第三章 組合員の脱退

(任意脱退)

第十一条 各組合員は、やむを得ない場合を除い
て、組合を脱退することができない。

(非任意脱退)

第十二条 前条に規定する場合のほか、組合員
は、次の事由によって脱退する。

- 一 死亡
- 二 破産
- 三 禁治産
- 四 除名

第四章 組合の解散及び清算

(解散の事由)

第十三条 組合は、次の事由によって解散する。
ただし、第二号に掲げる事由による場合にあつ
ては、その事由が生じた日から二週間以内で
あつて解散の登記をする日までに、残存する組
合員の一致によって新たに無限責任組合員又は
有限責任組合員を加へさせたときは、この限り
でない。

- 一 目的たる事業の成功又はその成功の不能
- 二 無限責任組合員又は有限責任組合員の全員
の脱退
- 三 存続期間の満了
- 四 組合契約で前三号に掲げる事由以外の解散
の事由を定めたときは、その事由の発生

(清算人)

第十四条 組合が解散したときは、無限責任組合
員がその清算人となる。ただし、総組合員の過
半数をもって他人を選任したときは、この限り
でない。

(清算人の業務執行方法)

第十五条 清算人が数人あるときは、第七条第二
項及び第三項の規定を準用する。

第五章 民法の準用

(民法の準用)

第十六条 組合については、民法(明治二十九
年法律第八十九号)第六百六十八條(組合財産の
共有)、第六百六十九條(金銭出資滞滞者の責
任)、第六百七十一條から第六百七十四條まで
(委任の規定の準用、業務執行者の辞任又は解
任、組合員の業務及び財産の状況の検査権並び
に組合員の損益分配の割合)、第六百七十六條
(組合員の持分処分制限及び組合財産分割の禁
止)、第六百七十七條(組合債権者の相殺の禁
止)、第六百八十条(除名)、第六百八十一條(脱
退組合員の持分の払戻し)、第六百八十三條(組
合員の解散請求)、第六百八十四條(解除の効力
の不及)、第六百八十七條(組合員である清算
人の辞任又は解任)及び第六百八十八條(清算人
の職務権限及び残余財産の分割方法)の規定を
準用する。

第六章 登記

(組合契約の効力の発生の登記)

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主た

る事務所の所在地においては二週間以内に、従
たる事務所の所在地においては三週間以内に、
次の事項を登記しなければならない。

- 一 第三条第二項第一号、第二号、第六号及び
第七号に掲げる事項
- 二 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所
- 三 組合員の数の合計
- 四 組合の事務所
- 五 組合契約で第十三条第一号から第三号まで
に掲げる事由以外の解散の事由を定めたとき
は、その事由

(従たる事務所の新設の登記)

第十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従た
る事務所を設けたときは、主たる事務所の所在
地においては二週間以内に従たる事務所を設け
たことを登記し、その従たる事務所の所在地に
おいては三週間以内に前条に掲げる事項を登記
し、他の従たる事務所の所在地においては同期
間内にその従たる事務所を設けたことを登記し
なければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管
轄する登記所の管轄区域内において新たに従た
る事務所を設けたときは、その従たる事務所を
設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第十九条 組合が主たる事務所を移転したとき
は、二週間以内に、旧所在地においては移転
の登記をし、新所在地においては第十七条に

掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転した
ときは、旧所在地においては三週間以内に移
転の登記をし、新所在地においては四週間以内
に同条に掲げる事項を登記しなければならない。
い。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事
務所又は従たる事務所を移転したときは、その
移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第二十条 第十七条に掲げる事項に変更を生じた
ときは、主たる事務所の所在地においては二週
間以内に、従たる事務所の所在地においては三
週間以内に、変更の登記をしなければならない。
い。

(無限責任組合員の業務執行停止等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止
し、若しくはその業務を代行する者を選任する
仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しが
あつたときは、主たる事務所及び従たる事務所
の所在地において、その登記をしなければならない。
い。

(解散の登記)

第二十二条 組合が解散したときは、主たる事務
所の所在地においては二週間以内に、従たる事
務所の所在地においては三週間以内に、解散の
登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第二十三条 無限責任組合員が清算人となつたと

きは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 清算人の選任があつたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 第二十条の規定は前二項の規定による登記に、第二十一条の規定は清算人について準用する。

(清算終了の登記)

第二十四条 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第二十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿を備える。

(登記の申請)

第二十六条 第十七条から第二十条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によって、第

二十二条から第二十四条までの規定による登記は清算人の申請によってする。

2 前項の登記の申請をする無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(組合契約の効力の発生の登記の添付書面)

第二十七条 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、組合契約書を添付しなければならない。

(変更の登記の添付書面)

第二十八条 事務所の新設若しくは移転又は第十七条に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の添付書面)

第二十九条 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の添付書面)

第三十条 総組合員の過半数をもって選任した清算人の登記の申請書には、総組合員の過半数の一致があつたことを証する書面及びその者が受任したことを証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の変更の登記の添付書面)

第三十一条 清算人の退任による変更の登記の申

請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 清算人の氏名又は名称及び住所の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の添付書面)

第三十二条 清算終了の登記の申請書には、組合財産の処分が完了したことを証する総組合員が作成した書面を添付しなければならない。

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十一年法律第百二十五号)第二条から第五十五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十八条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条(第二十六号を除く)、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(類似商号登記の禁止)、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項(合名会社の登記)及び第七百七条から第七百二十条まで(登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第 号)第十七条」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する

者その他法人の役員」とあるのは「中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「中小企業等投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第七章 罰則

第三十四条 次の場合には、無限責任組合員又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律に定める登記を怠ったとき。

二 第八条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

第三十五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、二十万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

第十一条第一項に次の一号を加える。

(登録免許税法の一部改正)

別表第一第二十二号の次に次の一号を加える。

2

(ハ) 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十一年法律第 号）第三十二条第一項（中小企業等投資事業有限責任組合契約）に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約以下この号において「組合契約」という）に付きその組合の主要な事務所の所在地においてする登記（ロ）に掲げる登記を除く）

イ 組合契約の効力の発生の登記

ロイ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記

二 登記の抹消

(二) 組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記(三に掲げる登記を除く。)

イ (一)イからハまでに掲げる登記

(三) 組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記

イ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二十三条第一項及び第二項（清算人の登記）の規定による清算人の登記

ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記
ハ 登記の抹消

申請件数	一件につき一万八千円
申請件数	一件につき九千円
申請件数	一件につき六千円
申請件数	一件につき六千円
申請件数	一件につき二千円
申請件数	一件につき二千円
申請件数	一件につき千円

議案の目的及び要旨

1 「中小企業等」の定義

2 中小企業等投資事業有限責任組合契約

3 登記、名称使用及び組合員の出資

組合の登記、名称使用及び組合員の出資に
関する事項についてそれぞれ定める。

5 財務諸表監査の義務付け

6 組合員の責任

無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は組合の債務について連帯して責任を負う。また、有限責任組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う。

7 財産分配の制限

組合財産は、貸借対照表上の純資産を超えて分配することができない。

8 組合員の脱退及び組合の解散の事由等
組合員の脱退及び組合の解散の事由その他
必要な事項について定める。

9 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律による金融会社の株式保有制限について、金融会社が有限責任組合員となり投資先企業の株式を所有する場合を原則として適用除外とする。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業等に対する投資の活性化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十年五月二十二日

商工委員長 斎藤斗志二
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十四日

参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

高速自動車国道法等の一部を改正する法律

(高速自動車国道法の一部改正)

第一条 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(高速自動車国道との連結の制限)

第十一条 次に掲げる交通の用に供する施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。

- 一 道路、一般自動車道又は政令で定める一般交通の用に供する通路その他の施設
- 二 前号に掲げるものを除くほか、高速自動

車国道活用施設(商業施設、レクリエーション施設その他の施設であつて、当該施設の利用に当たつて相当数の者が高速自動車国道を通行すると見込まれるものをいう。以下この号において同じ。)の高速自動車国道と連絡する通路その他の施設であつて、専ら当該高速自動車国道活用施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

第十一条の次に次の七条を加える。

(連結許可等)

第十一条の二 前条各号に掲げる施設(高速自動車国道を除く。)を管理する者は、当該施設を高速自動車国道と連結せようとする場合においては、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、建設大臣の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。

2 建設大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができ。

一 前条第一号に掲げる施設 第五条の規定により定められた整備計画に適合するものであること。

二 前条第二号に掲げる通路その他の施設であつて、これを管理する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するも

の 第五条の規定により定められた整備計画及び建設省令で定める通路その他の施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

三 前条第二号に掲げる通路その他の施設であつて、前号に掲げるもの以外のもの 政令で定める連結位置に関する基準及び同号の建設省令で定める技術的基準に適合するものであること。

3 道路運送法第七十四条第二項の規定は、連結許可については、適用しない。

4 連結許可を受けた前条第二号に掲げる通路その他の施設であつて第二項第三号に該当するものを管理する者は、当該通路その他の施設を同項第一号又は第二号の施設としようとする場合(政令で定める場合を除く。)には、連結許可を受けなければならない。

5 連結許可を受けた前条第二号に掲げる通路その他の施設を管理する者は、当該通路その他の施設の構造について変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)を行おうとする場合には、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、建設大臣の許可を受けなければならない。

6 第二項の規定は、前項の許可について準用する。

7 第五項の許可を受けた通路その他の施設は、連結許可を受けた前条第一号に掲げる通

路その他の施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。

(連結許可等に係る通路その他の施設の管理)

第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可(以下「連結許可等」という。)を受けて高速自動車国道と連結する第十一条第二号に掲げる通路その他の施設を管理する者は、建設省令で定める基準に従い、当該通路その他の施設の維持管理をしなければならない。

(連結料の徴収)

第十一条の四 国は、第十一条第二号に掲げる通路その他の施設の高速自動車国道との連結につき、連結料を徴収することができる。

2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、政令で定める。

3 第一項の規定に基づく連結料は、国の収入とする。

(連結許可等に基づく地位の承継)

第十一条の五 相続人、合併により設立される法人その他の連結許可等を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していた当該連結許可等に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により連結許可等に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、建設大臣にその旨を届け出なければならない。

第十一条の六 建設大臣の承認を受けて連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設を

譲り受けた者は、譲渡人が有していたその連結許可等に基づく地位を承継する。

(連結許可等の条件等)

第十一条の七 建設大臣は、連結許可等又は前条の承認には、高速自動車国道の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(連結許可等に対する監督処分等)

第十一条の八 道路法第七十一条第一項から第三項までの規定は、連結許可等及び連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「建設大臣」と、同条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「高速自動車国道法」と、同条第一項中「道路」とあるのは「道路若しくは高速自動車国道法第十一条の二第一項若しくは第五項の許可に係る高速自動車国道と連結する施設」と読み替えるものとする。

2 道路法第七十三条の規定は、第十一条の四第一項の規定に基づく連結料の徴収について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「道路管理者(指定区間内の国道にあつては国、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統括する都道府県。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「道路管理者」とあるのは「国」と、同条第二項中「条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは

「政令」と読み替えるものとする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 第十一条の八第一項において準用する道路法第七十一条第一項又は第二項の規定による建設大臣の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条中「前三条」を「第二十八条の二から前条まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 第十一条の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

(道路法の一部改正)

第二条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で建設省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この項において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められ、か

つ、前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

第三十六条第二項中「基づく」を「基づく」に、「前項但書」を「前項ただし書」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

(日本道路公団法の一部改正)

第三条 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「役員」を「総裁及び副総裁」に改め、「四年」の下に「とし、理事及び監事の任期は、二年」を加える。

第十九条第一項第七号を次のように改める。

七 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うこと。

イ 国又は地方公共団体の委託に基づき、道路の新設及び改築並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

ロ 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第十一条の二第一項又は第五項の許可を受けた者の委託に基づき、同法第十一条第二号に規定する通路その他の施設の建設及び管理を行うこと。

第十九条の二中「前条第一項第五号に掲げる」を「次の」に改め、同条に次の各号を加える。

一 前条第一項第五号の業務を行うこと。

二 道路法第三十三条第二項に規定する施設(二以上の者が共同して設置するものであつて、高速自動車国道又は自動車専用道路の通行者に対する多様な利便の効率的な提供に資するものに限る。)の建設及び管理を行うこと。

第四十条中「違反して」を「よる」に改め、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十一条中「三万円」を「二十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(高速自動車国道法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の高速自動車国道法第十一条第二項の規定によりした許可は、第一条の規定による改正後の高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定によりした許可とみなす。

(日本道路公団法の一部改正に伴う経過措置)

3 この法律の施行の際現に日本道路公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

(道路整備特別措置法の一部改正)

5 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定により同条第二項第三号に掲げる道路その他の施設について高速自動車国道との連結を許可し、同条第五項の規定により当該道路その他の施設の構造の変更を許可し、及び同法第十一条の七の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二の三 高速自動車国道法第十一条の六の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第十一条の七の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

第六条の二第二項第九号及び第十一号中「附するを」付するに改め、同項第十八号中「同法」を「(高速自動車国道法第十一条の八第一項及び道路法に、同法第七十一条第三項前段)を(道路法第七十一条第三項前段(高速自動車国道法第十一条の八第一項において準用する場合を含む。))に、同法を、道路法に改め、同条第二項中「代つて」を「代わつて」に改め、「第一号」の下に、「第二号の二」を加える。

第十六条の二第二項第一号中「第十一条第二項の規定により」を「第十一条の二第二項の規定により同法第十一条各号に掲げる施設(同法第十一条の二第二項第三号に掲げるものを除く。)」の高速自動車国道との連結を」に改める。

第十八条を第十七条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(連結料の徴収についての高速自動車国道法の規定の適用)

第十八条 日本道路公団の管理する高速自動車国道に関する高速自動車国道法第十一条の四の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「国」とあるのは、「日本道路公団」とする。

第二十五条中「割増金」の下に、「第十八条において読み替えて適用する高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定に基づく連結料」を加え、「あるのは「公団等」と、同条第二項又は「あり、並びに同条第二項及び」に、「道路管理者」とあるのは「公団等」を「道路管理者」とあるのは、前段の料金、割増金、占用料及び負担金については「公団等」と、前段の連結料については「日本道路公団」に改める。

第三十条第一項の表上欄中「第三十三条を」第三十三條第一項に改める。

6 駐車場法(昭和三十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第三十三条を」第三十三條第一項に、「基くを」基づくに改める。

(石油パイプライン事業法の一部改正)

7 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「第三十三条を」第三十三條第一項に改める。

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案内閣提出、参議院送付に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、高速自動車国道の通行者の利便の向上を図りつつ、高速自動車国道を活用する多様な事業の推進に資するため、商業施設その他の施設の通路等を高速自動車国道に連結することができるとするとともに、高速自動車国道の連結路の周辺の土地の合理的利用及び通行者の利便の増進に資する施設について道路の占用の許可基準の特例を設け、併せて関連する日本道路公団の業務を追加する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 高速自動車国道法の一部改正

高速自動車国道法の連結制限を緩和し、連結許可対象施設に商業施設、レクリエーション施設などの高速自動車国道活用施設の通路等を追加するとともに連結許可基準、連結料等に関する規定を設けることとする。

2 道路法の一部改正

道路法の占用許可基準を緩和し、高速自動車国道等のインターチェンジ周辺の土地において、通行者の利便の増進に資する施設の許可基準の特例を設けることとする。

3 日本道路公団法の一部改正

1及び2に関連して、日本道路公団法の業務を定めた規定を改正し、高速自動車国道の適切かつ効率的な管理の観点等から高速自動車国道活用施設の通路の建設及び管理の受託業務等を行えることとする。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) 道路整備特別措置法を改正し、連結料を公団の収入とすること等の措置を講ずることとするほか、関係法律について所要の規定の整備を行うこととする。

二 議案の可決理由

本案は、高速自動車国道の通行者の利便の向上を図りつつ、高速自動車国道を活用する多様な事業の推進に資するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年五月二十二日

建設委員長 遠藤 乙彦

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 高速自動車国道活用施設に係る連結許可に当たっては、地域経済への影響、まちづくり、環境の保全の観点から、地域の意見が十分反映されるよう努めること。

二 高速自動車国道活用施設に係る連結許可及び利便増進施設に係る占用許可の運用においては、その透明性、公正性の確保を図ること。

三 利便増進施設に対して日本道路公団が行う投資については、日本道路公団の過度の負担とならないように十分に検討を行うこと。

四 高速自動車国道活用施設及び利便増進施設の設置に際しては、本線及び周辺の道路の安全かつ円滑な通行に支障を来さないよう十分に対策を立てること。

五 日本道路公団の業務に関し、業務の公平性及び透明性の確保について、利用者の信頼を損なわないように一層の監督・指導を行うこと。特に、関連公益法人及び関連企業とは厳正な関係を保つよう、より強く監督・指導を行うこと。

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十四日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律

宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 業務(第二十二條―第二十四條)」を「第三章 業務(第二十二條―第二十四條)」を「第三章の二 人工衛星等の打上げによる損害の賠償措置(第二十四條の二・第二十四條の三)」に改める。

第十三條第一項中、「副理事長及び理事の任期は、」及び「副理事長の任期は、」に、「監事の任期は、」を「理事及び監事の任期は、」に改める。

第二十二條第一項中「を行なう」を「を行う」に改め、同項第一号中「この条及び第三十九條第一項において」を削り、同項第三号中「行なう」を「行う」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 人工衛星等の打上げによる損害の賠償措置

(保険契約の締結)

第二十四條の二 事業団は、人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するために必要

な金額を担保することができ、保険契約を締結してなければ、人工衛星等の打上げを行つてはならない。

2 前項に規定する保険契約に係る保険金額は、被害者の保護等を図る観点から適切なものとなるよう、保険者の引受けの可能な額等を参酌して、主務大臣が定めるものとする。

3 事業団が行う人工衛星等の打上げが第二十二條第一項第三号に規定する委託に依じて行つもの(以下「受託打上げ」という。)であるときは、第一項に規定する保険契約は、同項の規定にかかわらず、人工衛星等の打上げの委託者(以下「打上げ委託者」という。)が、事業団に代わつて、事業団のために締結することができる。

(受託打上げに関する特約)

第二十四條の三 事業団は、受託打上げに係る契約を打上げ委託者との間で締結するときは、主務大臣の認可を受けて、受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に損害が生じた場合における損害賠償の責任に関し、次に掲げる内容の特約をすることができる。

一 事業団が受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に生じた損害を賠償する責めに任ずべき場合において、当該受託打上げに係る受託打上げ関係者も同一の損害について賠償の責めに任ずべきときは、事業団が当該受託打上げ関係者の損害賠償の責任の全部を負担するものとする。

二 前号の場合において、その損害が受託打上げ関係者の故意により生じたものであるときは、事業団は、その者に対して求償権を有するものとする。

2 前項において「受託打上げ関係者」とは、打上げ委託者並びに受託打上げに関係を有する者として事業団及び打上げ委託者が同項の特約において指定する者をいう。

3 事業団が第一項に規定する特約をするときは、前条第一項に規定する保険契約は、同項及び同条第三項の規定にかかわらず、打上げ委託者が、事業団に代わつて、事業団のために締結するものとする。

第三十二條第二号中「銀行」の下に「その他内閣総理大臣の指定する金融機関」を加える。

第四十條第一号中「第二十三條」の下に、「第二十四條の三第一項を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「第二十二條第一号」の下に「又は第二号」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十四條の二第二項の規定による保険金額の決定

第四十一條第一項第三号中「第三十二條第一号」の下に「又は第二号」を加え、同条第二項第一号中「若しくは第三項」の下に「第二十四條の三第一項」を加え、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十四條の二第二項の規定により保険金

額を定めようとするとき。

第四十二条中「三万円を」を「二十万円」に改める。

第四十三条中「三万円を」を「二十万円」に改め、同

条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条中

第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三

号の次に次の一号を加える。

四 第二十四条の二第二項の規定に違反して保

険契約を締結しないで人工衛星等の打上げを

行つたとき。

第四十四条中「一万円を」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(役員任期に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に理事である者の任期

については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、宇宙開発事業団(以下「事業団」とい
う。)の人工衛星等の打上げ業務の円滑な推進及
び確実な被害者保護に資するため、事業団が行
う人工衛星等の打上げにより第三者に損害を生
じた場合の損害賠償措置を講ずるもので、その

主な内容は次のとおりである。

1 事業団が行う人工衛星等の打上げによる損

害の賠償措置

(一) 保険契約の締結

事業団は、人工衛星等の打上げにより他
人に生じた損害を賠償するため、主務大臣
が定める金額を担保することが出来る保険
契約を締結しなければならない、人工衛星等
の打上げを行つてはならないこととするこ
と。

(二) 受託打上げに関する特約

事業団は、主務大臣の認可を受けて、受
託打上げにより受託打上げ関係者以外の者
に損害が生じた場合における損害賠償の責
任に関する特約を打上げ委託者として行うこ
とができることとする。

(三) 罰則

事業団が保険契約を締結しないで人工衛
星等の打上げを行つた場合等における罰則
について必要な規定を設けること。

2 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日等

この法律は、公布の日から施行するとも
に、所要の経過措置を定めること。
議案の可決理由

本案は、事業団が行う人工衛星等の打上げ業
務の円滑な推進及び確実な被害者保護に必要な

措置として妥当なものと認め、原案のとおり可
決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに
決した。

右報告する。

平成十年五月二十二日

科学技術委員長 大野由利子

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

宇宙開発は、人類の活動領域の拡大、将来の新
技術・新産業の創出等に大きく貢献するものであ
り、これを着実に推進することが極めて重要であ
ることに鑑み、政府は、本法の施行に関し、次の
点に留意すべきである。

一、宇宙開発事業団は、運営の透明性の確保、効
率的な事業の執行に努め、引き続き宇宙開発の
ための研究開発に取り組むほか、受託打上げに
ついても、開発成果の活用及び国際貢献の観点
に立ち、これを積極的に進めること。

一、ロケット打上げに当たっては、安全の確保を
第一とするとともに、万一打上げによって第三
者に損害を生じた場合に備え、確実な被害者
保護を図れるよう、適切な保険金額の設定を行
う等第三者損害賠償措置の適切な運用を図るこ
と。

一、H-IIロケット5号機の打上げ失敗の反省に

立ち、事故が生じた場合には、速やかにその原
因の徹底究明を進め、万全の対策を講ずること
により、信頼性の高い技術の構築を図ること。

右決議する。

放送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十二条により送付する。

平成十年四月三日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

放送法の一部を改正する法律

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部
を次のように改正する。

第二条第三号の二中「及び」の下に「第九条第一

項第二号に規定する委託国内放送業務又は」を加

え、同条第三号の五中「その」を削る。

第二条の二第二項中「第九条第一項第二号」を

「第九条第一項第三号」に改め、同条第二項第二号

中「協会の放送の下に」(協会の委託により行われ

る受託国内放送を含む。第三十二條第一項本文

において同じ。を、「一般放送事業者の放送」の

下に「(協会の委託により行う受託国内放送を除

く。を加え、同条第六項中「及び」の下に「第

九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又

は」を加える。

第七条中「行うとともに」を「行い又は当該放送

番組を委託して放送させるとともに」に改める。

第九条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 テレビジョン放送による委託放送業務(受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。)を行うこと。

第九条第二項第一号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第六項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第九条の四の前の見出しを「(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の実施)」に改め、同条第一項中「により」の下に「受託国内放送又は」を、「委託して」の下に「委託国内放送業務又は」を加え、同条第二項中「受託国内放送又は」を削り、「第九条の四第一項の認定を受けた」の下に「委託国内放送業務又は」を、「したとき」との下に「、「当該届出」とあるのは「当該認可」とを加える。

第九条の六中「委託協会国際放送業務」を「委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務」に、「前章」を「第四章第一項及び第二項並びに第六条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 委託国内放送業務を行う場合における協会について第三條の二、第三條の三第二項及び第六條の二の規定を適用する場合においては、第三條の二及び第三條の三第二項中「国内放送」とある

るのは「受託国内放送」と、第三條の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第六條の二「中」国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「委託して行わせる」と読み替えるものとする。

第十四条第四号中「委託協会国際放送業務」を「委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務」に改める。

第四十三條第三項中「規定は、」の下に「委託国内放送業務及び」を加え、「二十四時間以上」を「二十四時間以上」に改める。

第四十四條第一項中「及び放送」の下に「又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託」を加え、同項第一号中「放送する」を「放送し又は委託して放送させる」に改める。

第四十四條の二第二項中「国内放送」の下に「及び受託国内放送(以下この条において「国内放送等」という。)」を加え、同条第六項及び第八項中「国内放送」を「国内放送等」に改める。

第四十五條中「協会が」の下に「その設備又は受託放送事業者の設備により、」を加える。

第四十六條第三項中「協会が」の下に「委託国内放送業務又は」を加える。

第五十條の二第二項中「したとき」との下に「、「当該届出」とあるのは「当該認可」とを加える。

第五十二條の九第一項中「又は」の下に「委託国内放送業務若しくは」を加え、同条第二項中「及び」の下に「委託国内放送業務若しくは」を加える。

第五十二條の十第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十二條の十一中「同条第二項各号に適合しない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の三号を加える。

一 受託放送業務の料金が特定の委託放送事業者等に対し不当な差別的取扱をするものであること。

二 受託放送業務の提供に関する契約の締結及び解除、受託放送業務の提供の停止並びに受託放送事業者及び委託放送事業者等の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。

三 委託放送事業者等に不当な義務を課するものであること。

第五十二條の十三第一項中「委託放送業務を行うおととする者」の下に「(委託国内放送業務を行う場合における協会を除く。)」を加える。

第五十三條の十第一項第一号中「第九條の四第一項」の下に「委託国内放送業務及び」を、「第五十二條の十七第一項」の下に「(第九條の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第五号中「第五十二條の二十四第二項」の下に「(第九條の四第二項において準用する場合を含む。)」を

加える。

第五十六條の二第八号中「第五十二條の十七第一項」の下に「第九條の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第九号中「第五十二條の二十四第一項」の下に「(第九條の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十八條の二第二号中「第五十二條の二十二」の下に「(第九條の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則に次の二項を加える。

19 人工衛星の無線局(協会の放送局が開設されている人工衛星又はこれと同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に開設するものであり、かつ、その無線設備の適合する技術基準(電波法第三章に定める技術基準をいう。以下この項において同じ。))が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と同一であるものに限る。次項において同じ。により有料放送(第五十二條の四に規定する有料放送をいう。)を行う者が当該有料放送の放送番組と同一の放送番組を新衛星放送局(人工衛星の無線局であつて、当該協会の放送局が開設されている人工衛星又はこれと同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に開設するものであり、かつ、その無線設備の適合する技術基準が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と異なるものであるものをいう。次項において同じ。))により放送を行う者に委託して同時に放送させる委託有料放送(その放送を委託して行わせる者との契約

により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送を委託して行わせることをいう。）について前項の規定を適用する場合においては、同項中「開設するものであり、かつ、その無線設備の適合する技術基準（電波法第三章に定める技術基準をいう。以下この項において同じ。）が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と同一であるもの」とあるのは、「開設するもの」と読み替えるものとする。

20 当分の間、人工衛星の無線局（その発射する電波に重畳して多重放送をする無線局を含む。）により国内放送を行う放送事業者が、当該国内放送の放送番組と同一の放送番組を電波法の規定により受託国内放送をする新衛星放送局の免許を受けた者に委託して同時に放送させる業務を行おうとする場合において、郵政省令で定める期間内に、郵政省令で定めるところにより、その旨を郵政大臣に届け出たときは、当該業務について第五十二条の十三第一項の認定協会にあつては、第九条の四第一項の認定）を受けたいものとみなす。この場合において、郵政大臣は、第五十二条の十四第一項第三号第九条の四第二項において準用する場合を含む。）の周波数を指定し、及び第五十二条の十四第二項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）の認定証を交付するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十二条の十及び第五十二条の十一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
（定款の変更）

2 日本放送協会は、この法律の施行の日前においても、経営委員会の議決を経て必要な定款の変更をし、郵政大臣の認可を受けることができる。

3 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずる。

（審議会への諮問）

4 郵政大臣は、この法律の施行の日前においても、附則第二項に規定する定款の変更に係る申請に対する処分並びにこの法律の施行に伴う改正後の放送法第二条の二第一項の放送普及基本計画の変更、同法第五十二条の十三第一項第三号の規定による郵政省令の変更及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七條第二項第二号の放送用周波数使用計画の変更のために、電波監理審議会に諮問することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

適用については、なお従前の例による。

放送法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、デジタル方式の衛星放送に関する技術の進展と普及にかんがみ、日本放送協会についてその国内向けの放送番組を受託放送事業者に委託して放送させることができるようにするほか、衛星放送に係る受託放送業務の提供条件に関する郵政大臣への届出について総括原価主義の撤廃等制度の合理化を図る等の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 日本放送協会の業務関係

(一) 日本放送協会は、テレビジョン放送による委託国内放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させる業務）を行うこととする。

(二) 日本放送協会が、委託国内放送業務を行おうとする場合は、郵政大臣の認定を要することとする。

2 受託放送業務の提供条件関係

受託放送業務の料金その他の提供条件が適合すべき総括原価主義等の基準を撤廃するとともに、受託放送業務の料金が不当な差別的取扱をするものであるため委託放送業務等の運営を阻害していると認めるときは、郵政

大臣は、当該料金を変更すべきことを命ずることができることとする。

3 委託放送業務についての認定の特例関係

アナログ方式の衛星放送を行っている放送事業者が、その放送番組と同一の放送番組をデジタル方式の衛星放送の免許を受けた者に委託して同時に放送させる業務を行おうとする場合には、当該業務について郵政大臣の認定を要せず、届出で足りることとする。

4 その他規定の整備をすること。

5 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、受託放送業務の提供条件に関する改正については、公布の日から施行すること。

(二) 所要の経過措置等を定めること。

二 議案の可決理由

本案は、デジタル方式の衛星放送に関する技術の進展と普及にかんがみ、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年五月二十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 通信委員長 坂上 富男

〔別紙〕

放送法の一部を改正する法律案に対する附
帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施
に努めるべきである。

一 BSデジタル放送の導入に当たっては、高精
細度テレビジョン放送を中心とする特色を生か
しつつ、デジタル技術革新の成果が速やかに国
民に享受されるように努めること。

一 BSデジタル放送とともに地上放送において
もデジタル放送が早期に導入され、デジタル放
送サービスが早期に普及するように努めるこ
と。

一 デジタル放送を導入するに当たっては、多様
な放送の実現を図るとともに、放送の社会的影
響の重大性を深く認識し、放送法の趣旨に則っ
た放送が行われることに配慮すること。

一 デジタル放送を導入するに当たっては、でき
るだけ視聴者に負担がかからないよう、低コス
トで利便性の高いアダプター等の端末機器の開
発・普及を図ること。

一 放送の有する社会的機能の重要性を認識し、
デジタル放送の円滑な導入を図るため、必要な
支援措置の充実等総合的な施策を推進するこ
と。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五—八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 大蔵省印刷局
電 話
03 (3587) 4294
定 価
（本体） 本号一部 （配送料） 〇〇五円 （別） 〇